

学研災※付帯賠償責任保険

- Aコース** 学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)
- Bコース** インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)
- Cコース** 医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)

1. 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

2. 補償の対象者

大学・短大に在籍する学生で学研災※に加入している学生に限ります。

(※「学研災」は学生教育研究災害傷害保険の略称です)

3. 対象となる活動範囲

(正課、学校行事等の対象範囲は学研災に準じます。)

- Aコース** (医療関連学部・(学)科の実習を除く)
正課、学校行事およびその往復。(Bコースの対象範囲を含む)
- Bコース** インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。
但し、学校が、正課、学校行事、課外活動(注)として認めた場合に限る。
(臨床・看護等の医療関連全般の実習を除く)
(注)ここでいう「課外活動」とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下のクラブ活動をいいます。

◆ インターンシップとは…学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。

◆ 介護体験活動とは…小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。

◆ 教育実習とは…「教育実習」に該当する科目のもとに受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教諭免許取得に必要な活動を行うことです。
※盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭免許取得に関する「教育実習」および養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。


◆ 保育実習とは…児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚生労働省の通知における「保育実習(必修および選択必修)」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うことです。

◆ ボランティア活動とは…各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うことです。(但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動(上記(注)参照)に限ります。)

- Cコース** (医療関連学部・(学)科の実習を含む)
正課、学校行事およびその往復。(Bコースの対象範囲を含む)
※専門資格(医師免許、看護師免許等)を取得している学生の臨床実習・看護実習等の医療関連実習については対象になる場合もあります。詳細については、本学担当窓口(教務課・学生課など)までお問い合わせください。

(対象となる事故例)

● 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
(A、Cコース対象)



● 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
(A、Cコース対象)



● インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
(A、B、Cコース対象)



● 大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、前にいた老人を突き飛ばしてしまい、大けがをさせてしまった。
(A、Cコース対象)



(ご注意) 対象外の活動 学校施設内での事故(正課、学校行事を除く) 課外活動(クラブ活動)(上記(注)の場合を除く)

4. 補償金額・保険料

活動内容	[Aコース]	[Bコース]	[Cコース]	
	学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)	医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)	
補償内容	正課、学校行事およびその往復。 (Bコースの活動内容を含む)	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。但し、学校が正課、学校行事および課外活動 ^(注) として認めた場合に限る。	正課、学校行事およびその往復。 (Bコースの活動内容を含む)	
対人賠償	1名1事故1億円限度(※免責金額5,000円)			
対物賠償	1事故250万円限度(※免責金額5,000円)			
保険料分担金	1年間	400円	250円	800円
	2年間	800円	500円	1,600円
	3年間	1,200円	750円	2,400円
	4年間	1,600円	1,000円	3,200円
	5年間	2,000円	1,250円	4,000円
	6年間	2,400円	1,500円	4,800円

※免責金額とは、自己負担額をいいます。

*1. 保険始期以降に(4月1日を過ぎて)加入する場合も保険料分担金は1年間当たりそれぞれ400円、250円、800円となります。

*2. 保険期間中の解約につきましては、原則として、年度終了に合わせて対応することとします。

(注)ここでいう「課外活動」とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下のクラブ活動をいいます。

5. 保険期間

4月1日～翌年3月31日(1年間) *複数年加入の場合は、その期間の終了する年度の3月31日まで。

●学生が上記保険始期(4月1日)の前日までに所定の保険料を添えて大学へ申し込みを行います。

補償の対象となる主な場合

(詳しくは約款によります。)

- 3に定める活動中(往復を含む。以下同様。)に、次に掲げる事故により他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、毀損もしくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
 ①、活動に伴い発生した偶然な事故
 ②、活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故(飲食物に限りません。)
- 3に定める活動に伴って占有、使用または管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取(搾取を含む)により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

補償の対象とならない主な場合

(詳しくは約款によります。)

- 被保険者の故意による事故
- 被保険者の心神喪失に起因する事故
- バイク・自動車・昇降機・航空機・船舶・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故
- 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
- 地震・噴火・津波による事故
- 生産物または仕事の瑕疵に起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- 排水・排気に起因する事故
- 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難 など

このちらしは、学研災付帯賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)の概要について説明したものです。

詳細は、本学の担当窓口(教務課・学生課)に備付の保険約款によりますが、ご不明の点については、本学の担当窓口(教務課・学生課)までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険の加入者のしおり」をご覧ください。

学研災付帯賠償責任保険は、財団法人日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては日本国際教育支援協会にご確認ください。

あいおい損害	損保ジャパン	東京海上日動
ニッセイ同和損害	日本興亜損害	三井住友海上

<保険会社が経営破綻した場合の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合は、保険種類によりましては、保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は一定割合まで同機構による補償が得られることがあります。同機構の補償割合(平成18年4月以降)は、80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故については100%)となります。ただし、被保険者が個人または小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人もしくは外国法人(日本における営業所等が加入した場合に限りません。))をいいます。)であり、かつ、当該個人または小規模法人が保険料を実質的に負担している場合に限ります。

<個人情報の取扱について>

この保険の契約者である日本国際教育支援協会は、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を、日本国際教育支援協会と幹事引受保険会社である東京海上日動との間で行う保険事務手続きのために利用します。東京海上日動は、これらの個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供のために利用する他、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先に提供することがあります。これらの個人情報は、所属大学が作成した加入者名簿を日本国際教育支援協会が東京海上日動へ提出することにより提供されます。この取扱に同意しない場合は、速やかに日本国際教育支援協会へ申し出てください。(これに同意しない場合は、この保険には加入できません。)

日本国際教育支援協会: <http://www.jees.or.jp> 東京海上日動: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

2006年2月作成 1310-04-017
E14-21420(8) 06.02 改廃(部) T3